

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年5月9日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「平成12年度厚生科学特別研究事業 法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究 知的障害者更生相談所業務に関する実態調査(控)」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成12年度厚生科学特別研究事業 知的障害者更生相談所業務に関する実態調査」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成14年5月16日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年5月22日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する理由のうち、公文書の開示に関するものは、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関が開示をしないとした情報（以下「本件非開示情報」という。）は、知的障害者更生相談所職員がその業務を遂行していく上で専門的知見を持っているという指標の1つであって、個人情報ではないので、開示をしない情報には該当しな

い。

- (2) 公務員の職氏名に関する情報としては公務員の部署、等級、職名、補職名、氏名等が、職務の遂行に係る情報としては出張命令書、復命書、会議懇談会等の記録、時間外勤務命令票、出勤簿等の個人の生活にかかわらないものがある。

本件非開示情報は、個人情報であるとしても職務の遂行に関する情報であるから、全面開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 非開示情報

本件非開示情報は、本件公文書の「8 職員体制 (1) 所長の勤務形態等」に係る次の5項目である。

- (1) 知更相所長経験
- (2) その他の行政事務従事年数
- (3) その他の行政事務従事年数のうちの社会福祉行政従事年数
- (4) その他の行政事務従事年数のうちの一般行政従事年数
- (5) 知的障害者福祉司経験年数

2 部分開示とした理由

- (1) 本件非開示情報は、いずれも職業、資格等個人の経歴に関するもので、これらは条例第11条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからロのいずれにも該当しない。

なお、当該調査票には、個人名はないが、実態調査時における知的障害者更生相談所長の氏名は容易に取得し得る職員録等の情報と照合することにより容易に特定することができる。

- (2) 実態調査結果は、統計処理を行った上で、個人情報を含まない形で厚生労働省から既に公表されており、職員が専門的知見を持っているかという指標であるとの異議申立人の主張については、公表されている実態調査結果を利用することで知り得ることができる。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、実施機関の職員が全国知的障害者更生相談所長協議会会長等の依頼に基づき、作成した知的障害者更生相談所業務に関する実態調査で、当該実施機関が保有しているので、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

2 条例第11条第2号の該当の有無について

(1) 条例第11条第2号について

ア 条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

イ 「特定の個人が識別されるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

なお、特定の個人を識別させることとなる氏名等が公文書に記録されておらず、当該公文書に記録されている情報単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該公文書に記録されているそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、同様に当該公文書のそれ以外の情報も開示しないこととなっている。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書には、知的障害者更生相談所長の氏名は記録されていないが、県の出先機関はその所長の職及び氏名を明らかにして種々の行政行為を行っており、県の出先機関の一つである知的障害者更生相談所の所長の氏名に関する情報は、一般に取得できる他の情報と照合することにより、容易に知ることができる状況にあるということが出来る。

このため、知的障害者更生相談所長という個人に関する情報である本件非開示情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

イ 異議申立人は、本件非開示情報が条例第11条第2号二に規定する公務員の職務の遂行に関するものに該当するから開示をすべきと主張する。しかし、開示をしないことができる情報の例外を定める条例第11条第2号二は、公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるものと規定しており、本件非開示情報は、知的障害者更生相談所長の行政事務従事年数等であって、公務員の職又は氏名ではないので、開示をしないことができる情報から除かれているということとはできない。

また、本件非開示情報は、条例第11条第2号イから八に規定するものに該当しないということも明らかである。

4 まとめ

これらのことから判断すると、実施機関の本件処分は相当であるということができる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）